

戸山住宅団地で

ガスをご利用のお客さまへ



青森ガス株式会社

消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ

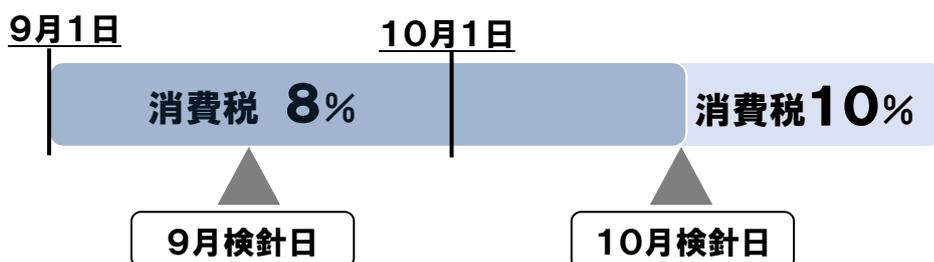
日頃より、青森ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により消費税率が 10%に引き上げられたことに伴い、令和元年10月1日より、ガス小売供給約款の料金（税込部分）を 変更いたしましたのでお知らせいたします。

ただし、令和元年9月30日以前から継続してご契約のお客さまには、10月検針分のガス料金まで、「経過措置」が適用されます。

経過措置とは

令和元年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さまは、10月検針分まで旧税率(8%)が、適用されます。



変更のポイント

ガス小売供給約款の料金表(税込部分)が裏面のとおりに、10%に変更となりましたが、ガス料金の税抜価格は、変更ございません。

【 ガス小売供給 一般契約 】

(円)

| 区 分 | | ①消費税抜き | | ②旧消費税率 8% | | ③新消費税率 10% | |
|-----|----------------------|----------|--------|------------|----------|------------|----------|
| | | 基本料金 | 基準単位料金 | 基本料金 | 基準単位料金 | 基本料金 | 基準単位料金 |
| A | 0~8m ³ | 840.00 | 341.62 | 907.2000 | 368.9496 | 924.00 | 375.7820 |
| B | 8.1~30m ³ | 1,340.00 | 279.12 | 1,447.2000 | 301.4496 | 1,474.00 | 307.0320 |
| C | 30.1m ³ ~ | 2,918.83 | 226.49 | 3,152.3364 | 244.6092 | 3,210.7130 | 249.1390 |

*基準単位料金は、1立方メートルあたりの単価となります。

< 計算式 >

(基本料金 + ご使用量 × 基準単位料金) + 消費税 = ガス料金ご請求額

※ご請求額は、①の税抜単価で計算後、消費税を加算して算出しております。

実際に適用する単価 (円/m³) は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。

- ガス使用量等のお知らせ(検針票)に記載されているお客さま番号は、供給地点特定番号と同じものです。
- 当社ホームページへも掲載しておりますので、ご覧ください (ガス小売供給約款書面をご希望の場合はご連絡ください)。(URL : <http://www.aogas.co.jp/>)
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

青森ガス株式会社 (小売登録番号 C0012)

青森市港町三丁目 6 番 33 号

営業部料金課

TEL : 017-741-7421

受付時間 : 9:00~17:00

(土・日・祝日を除く)